

# 小型家電製品・バッテリーの出し方

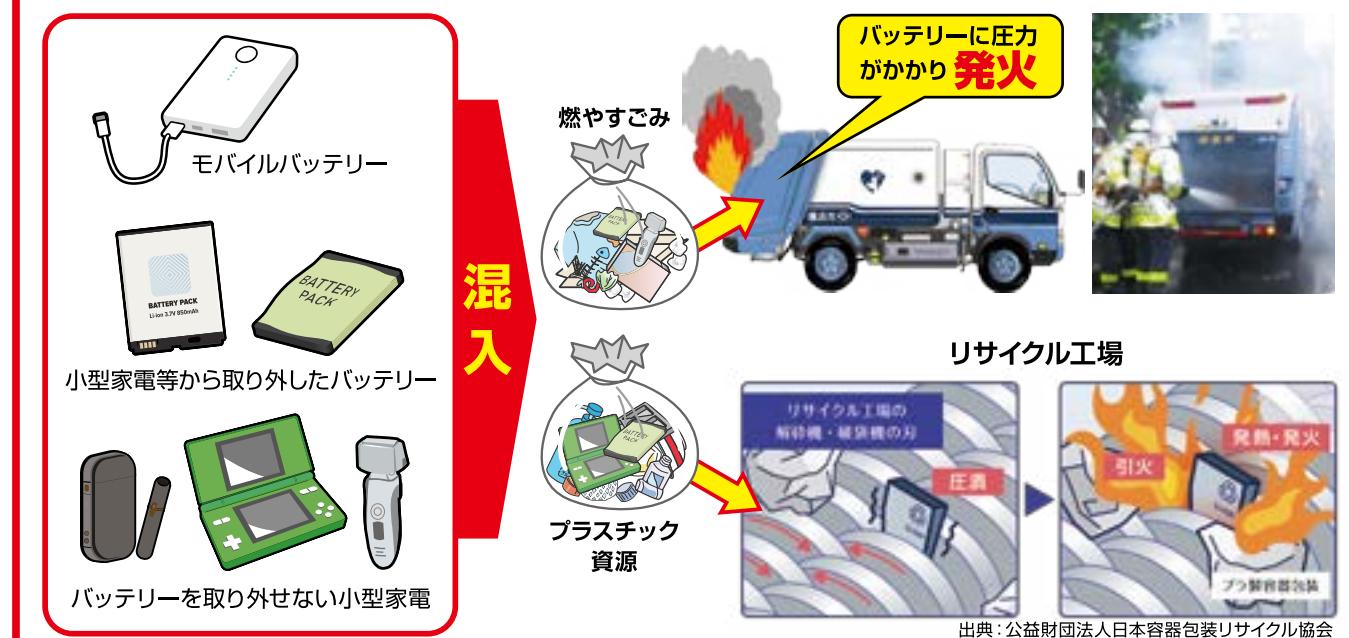
小型家電製品は、「燃やすごみ」として集積場所に出せる他、資源の有効活用を目的として、区役所等に設置した『小型家電回収ボックス』(ピンクのボックス)で回収も行っています。

一方で、コードレスの小型家電製品に内蔵されているバッテリーやモバイルバッテリーなどの小型充電式電池(バッテリー)は、メーカー・輸入販売事業者に自主回収・リサイクルが義務付けられており、集積場所に出すことはできません。家電量販店等に設置した『小型充電式電池リサイクルボックス』(黄色い缶)にお出しください。

また、**バッテリーの取り外せない小型家電製品**を集積場所に出す場合は、火災防止の観点から、燃やすごみの日に**生ごみ等とは「別の袋」**でお出しください。



**注意** バッテリー(リチウムイオン電池)による  
火災が多発中!他のごみとは混ぜないで!



出典: 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

投入口(30cm×15cm)に入る、長さ30cm未満



## 小型家電の回収

### 設置場所

- 市庁舎・各区総合庁舎
  - 資源循環局事務所
  - 資源循環局焼却工場
  - 区民利用施設（一部）
  - スーパーなどの店頭（一部）
- ※設置場所は市ホームページでご確認ください。

### 注意事項

- 回収ボックスに一度投入したものは返却できません。
- 電池類や電球・蛍光灯は抜き取って出してください。
- 回収ボックスに完全に入らないものは出せません。
- 臭気の強いもの（電動油圧ポンプ等）は入れないでください。
- 個人情報が含まれる製品は、個人情報を消去してから回収ボックスへ入れてください。
- 袋等に入れずに、そのまま回収ボックスに投入してください。
- 蛍光灯・電池は対象外です。

### 認定事業者による回収

- 国が認定した事業者による民間回収も行われています。  
詳しくは市ホームページでご確認ください。

横浜市 小型家電

検索



バッテリーを  
取り外せない  
場合は、  
生ごみ等とは  
別の袋で！

## お使いの集積場所

## 小型充電式電池リサイクルボックス

### 設置場所

- 市庁舎・各区総合庁舎
- 各区資源循環局事務所
- 区民利用施設（一部）
- 家電量販店や自転車販売店
- ホームセンターなど

※設置場所は一般社団法人JBRCのホームページでご確認ください。



### 回収対象

- リサイクルマークのある小型充電式電池  
(本体から取り外したもの)
- モバイルバッテリー本体

### 注意事項

- 端子部をテープで絶縁してください。
- 回収できるバッテリーは、JBRC会員企業製のものに限ります。
- 電動自転車バッテリーは、自転車販売店・区役所・収集事務所など回収先が限られます。



破損・膨張したもの

各区収集事務所に相談